

キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給申請をされる事業主の皆様へ

「東京都正規雇用転換促進助成金」に関する 重要なお知らせ

平成 29 年度から「東京都正規雇用転換促進助成金」の
支給要件及び申請様式が変わります。

東京都では、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）のうち、①「有期→正規」、②「有期→無期」、③「無期→正規」の区分を申請された事業主に対し、助成金を支給する事業（「東京都正規雇用転換促進助成金」）を実施しています。

平成 29 年 4 月 1 日以降に本助成金を申請する事業主の皆様から、支給要件及び申請様式が変更になりますので、ご注意ください。

支給要件の変更

① 「指導育成計画書」（指定様式）の提出

「東京都正規雇用転換促進助成金」の申請を行った事業主が、本助成金の支給申請日から起算して 2 か月以内に、対象労働者に対する今後の指導育成方針を立て、所属長と面談を行った上、指導育成計画書を作成する必要があります。

国のキャリアアップ助成金支給決定通知書が届きましたら、支給決定日から 2 か月以内に、支給決定通知書の写しと合わせて、指導育成計画書を提出いただくことが必須要件となります。

② 企業名及び転換した労働者の区分・人数の公表への同意

支給決定となった企業は、企業名及び転換した労働者の区分及び人数をホームページ「TOKYO はたらくネット」上にて公表します。

申請様式の変更

「申請の手引き」「申請様式」等の詳細は、平成 29 年 3 月末にホームページ「TOKYO はたらくネット」上にて公表します。

平成 29 年 4 月 1 日以降に申請される事業主の皆様は、新様式にて申請いただきますようお願い申し上げます。

★ 東京都産業労働局雇用就業部公式ホームページ「TOKYO はたらくネット」
「東京都正規雇用転換促進助成金」

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/hiseiki/tenkan/>

※ 29 年度は、申請者数が定員に到達した場合には年度途中でも受付終了となります。

【お問い合わせ先】

東京都産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当
東京都新宿区歌舞伎町 2-42-10 5 階（ハローワーク新宿）
電話 03-6205-6702